



水島朝穂・早大教授



安倍政権は安全保障関連法で、日本が攻撃されていなくても自衛権を発動できる「存立危機事態」という概念を持ち出し、集団的自衛権の行使を可能にした。歴代内閣が違憲としてきた集団的自衛権の行使を、無理筋の解釈で押し切るやり方に多くの批判が起こり、法成立前の議論はそこに集中した。

その結果、集団的自衛権以外の防衛政策の大転換の議論は不十分なまま、法制化がなされた。駆けつけ警護と、それに伴う武器使用権限の拡大もその一つだ。安保法は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）での駆けつけ警護という、法成立前の国会審議のなかで「枝葉」のところから動き出すことになった。

1992年成立の国際平和協力法は、自衛官が自分の身を守るために必要最小限の武器を使用することを「自己保存のための自然権的権利」として認めた。野党側から「自衛隊が海外で武器を使えば、憲法9条が禁じる海外での武力行使にあたる」と追及され、政府がひねり出したぎりぎりの基準だった。

安保法により、駆けつけ警護などの任務遂行時に武器使用が可能になったのは大きな変化だ。武器使用は究極の国家権限であり、その基準は徹底的に議論すべきテーマだった。

9条改正には国民の反対が強いため、安倍政権は現行憲法のもとで、自衛隊に軍隊の特性を持たせ、「普通の軍隊」として「派兵」しようとしている。安保法はそのための仕組みと捉える必要がある。

安倍晋三首相は「誇りある日本をつくる」と言う。だが日本の誇りは、平和憲法を掲げて武力を用いず、海外での人道支援や社会基盤支援に励んできたことではないか。自衛隊は普通の軍隊と違うと思われたから、犠牲も出さなかった。

自衛官が最初の1発を撃つ時、もしくは自衛官に犠牲者が出る時、こうした「9条の貯金」は失われるかもしれない。海外での武力行使に踏み出し、大きなものを失って後悔する前に、憲法に立ち戻って、南スーダンから自衛隊を直ちに撤回させるべきだ。（聞き手・其山史晃）